

平成二十七年内閣府令第十号

## 食品表示基準

### 第三章 生鮮食品

#### 第二節 食品関連事業者以外の販売者に係る基準

(表示の方式等)

**第三十条** 前条の表示は、第二十二条第一項（第三号を除く。）の規定に定めるところに準じてされなければならない。